

公 募 公 告

平成 31 年度におけるリネンサプライ業務に当たり、繊維製品の賃貸借契約を締結する者を公募することとしますので、希望する者は見積書を提出願います。

平成 31 年 02 月 01 日

国家公務員共済組合連合会
熊本共済会館
総支配人 山本 隆 広

記

- 1 件 名 (リネンサプライ) 賃貸借契約
- 2 契約期間 2019 年 04 月 01 日から 2020 年 03 月 31 日まで
- 3 応募資格 次に掲げる全ての資格を満たしている者であること。
① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者に該当しない者であること。
② 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる等、適正な契約履行が確保される者であること。
- 4 応募内容 別に配付する(リネンサプライ)リストのとおり
- 5 応募方法
(1) 説明書の配付 平成 31 年 02 月 01 日(金)から平成 31 年 02 月 22 日(金)まで、当会館用度課において配付します。なお、本件に係る説明会は行いません。
(2) 提出する書類 ①別に配付する応募申込書
②見積り単価
③秘密保持誓約書
④暴力団排除に関する誓約書
(3) 提出方法 平成 31 年 02 月 28 日(木) 18 時までに
当会館 用度課(担当:岡原)に持参すること。(県外郵送可)
- 6 照 会 先 熊本共済会館(KKRホテル熊本)
用度課 岡原・鶴・松本
電話 096-355-3477
- 7 契 約 者 原則として応募のあった全ての者と契約します。ただし、応募者が多数となった場合には、別途、調整する場合があります。
- 8 そ の 他 本契約に係る留意事項は次のとおり。
① 原則として、毎日 18 時までの発注を受け、当会館が日時指定を行うものを除き、翌日 15 時までに当会館指定の場所へ納品できること。(止む無く託送の場合、4 枚複写納品書を添付し、検収印及び受取者の署名がある納品書をお互い保管する事。)
② 別途、臨機応変な対応をお願いします。
③ 契約単価に変更がある時は、その都度、見積り単価を提出願います。
④ 都度、価格・品質等を加味して発注先を決定します。
⑤ 本契約に基づく取引は、月末締め翌月末支払いとなります。

説 明 書

本説明書は、平成 31 年度におけるリネンサプライ賃貸借契約を締結する者の公募に関して定めるものである。

記

- 1 件 名 リネンサプライ賃貸借契約
- 2 契約期間 2019 年 04 月 1 日から 2020 年 03 月 31 日まで
- 3 応募資格 次に掲げる全ての資格を満たしている者であること。
 - ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者に該当しない者であること。
 - ② 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる等、適正な契約履行が確保される者であること。
- 4 応募内容 別に配付する（リネンサプライ）リストのとおり
- 5 応募方法
 - (1) 提出する書類
 - ①別に配付する応募申込書
 - ②見積り単価
 - ③秘密保持誓約書
 - ④暴力団排除に関する誓約書
 - (2) 提出方法 平成 31 年 02 月 28 日（木）18 時までに
当会館 用度課（担当：岡原）に持参すること。（県外郵送可）
- 6 照 会 先 熊本共済会館（KKRホテル熊本）
用度課 岡原・鶴・松本
電話 096-355-3477
- 7 契 約 者 原則として応募のあった全ての者と契約します。ただし、応募者が多数となった場合には、別途、調整する場合があります。
- 8 そ の 他 本契約に係る留意事項は次のとおり。
 - ① 原則として、毎日 18 時までの発注を受け、当会館が日時指定を行うものを除き、翌日 15 時までに当会館指定の場所へ納品できること。（止む無く託送の場合、4 枚複写納品書を添付し、検収印及び受取者の署名がある納品書をお互い保管する事。）
 - ② 別途、臨機応変な対応をお願いします。
 - ③ 契約単価に変更がある時は、その都度、見積り単価を提出願います。
 - ④ 都度、価格・品質等を加味して発注先を決定します。
 - ⑤ 本契約に基づく取引は、月末締め翌月末支払いとなります。

平成 31 年 02 月 01 日

国家公務員共済組合連合会
熊 本 共 済 会 館
総支配人 山 本 隆 広

秘密保持誓約書

_____ (以下「乙」という。)は、国家公務員共済組合連合会熊本共済会館繊維製品賃貸借契約 (以下「本件」という。)の秘密保持に関し熊本共済会館 (以下「甲」という。)に対し次のとおり誓約します。

(目的)

第1条 本秘密保持誓約は甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

(秘密情報)

第2条 本誓約において、秘密情報とは甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

(適用除外)

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

(1) 公知の情報

(2) 甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報

(3) 開示について甲の書面により事前の許可がある場合

(秘密保持)

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を甲の事前の書面による許可がない限り、秘密情報を第三者に対して開示または漏洩しません。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、秘密情報を本件のために必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に甲の書面による許可を得ない限りは、本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

(損害賠償)

第6条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したことで甲が損害を被った場合には、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ、甲が適当と考える必要な措置を執ってもかまいません。

(情報の返還)

第7条 乙は、本件終了後には甲から開示・提供を受けた秘密情報を甲に返却し、または甲の事前の承認を得て作成した複製物を廃棄します。

(協議事項)

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

誓約日 平成 年 月 日

乙

法人住所

法人名

代表者名

印

暴力団排除に関する誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、貴会が必要な場合には、警察当局に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が貴会と行う他の契約における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当するものではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

平成 年 月 日

国家公務員公務員共済組合連合会熊本共済会館 殿

所在地

社名

(ふりがな)

代表者氏名

⑩

生年月日

平成 31 年 02 月 日

応 募 申 込 書

国家公務員共済組合連合会 熊本共済会館 御中

平成 31 年度 リネンサプライ賃貸借契約に係る公募について、貴施設から受け取った説明書に基づき応募します。

法人の名称（商号）：

所 在 地 ：

代 表 者 名 ：

印

<御担当者の連絡先等>

所属・役職	
氏 名	
住 所	〒
電話・FAX 番号	
E-mail アドレス	
携 帯 電 話	

